

経営者のための



銀行交渉術

と

最新税務情報

第 73 号

平成 31 年 1 月 10 日(木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■平成 30 年所得税改正のポイント■

平成 30 年の所得税改正について、改めて確認してみましょう。それぞれの適用時期にご注意ください。

1. 平成 30 年度の主な改正事項

(1) 給与所得控除

給与所得控除額を一律 10 万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円（改正前：1,000 万円）とされるとともに、その上限額を 195 万円（改正前：220 万円）に引き下げることされました。

(2) 公的年金等控除

公的年金等控除額を一律 10 万円（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円を超える場合は 20 万円、2,000 万円を超える場合は 30 万円）引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額について、上限額を設けることされました。

(3) 基礎控除

基礎控除については、控除額を一律 10 万円引き上げるとともに、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が遞減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました。

(4) 扶養親族等の範囲

①勤労学生の合計所得金額要件を 75 万円以下（改正前：65 万円以下）に引き上げる、②同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 48 万円以下（改正前：38 万円以下）に引き上げる、③源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を 95 万円以下（改正前：85 万円以下）に引き上げることとされました。

(5) 配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下（改正前：38 万円超 123 万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分を、それぞれ 10 万円引き上げることとされました。

(6) 青色申告特別控除

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を 55 万円（改正前：65 万円）に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げるいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とすることとされました。

①その年分に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電磁的記録の備付け等を行っていること

②その年分の確定申告書等を、提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと

2. 平成 29 年度の改正事項のうち、平成 30 年分から適用される主なもの

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

配偶者控除の控除額について、居住者の合計所得金額に応じて、一定の控除額とされ、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされています。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は平成 29 年度改正事項では、38 万円超 123 万円以下（改正前：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額は、配偶者の合計所得金額及び居住者の合計金額に応じてそれぞれ一定の控除額とされました。（※）平成 30 年度においても改正が行われています。

(2) 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度（研究開発税制）

研究開発税制について一定の見直しが行われています。